

高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションももいろ

制定日：2026 年 10 月 1 日

1. 基本方針

当事業所は、利用者の尊厳と人権を守り、利用者が安心して生活できるよう、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に取り組めます。

職員一人ひとりが高齢者虐待を身近な問題として認識し、本指針に従い、利用者の意思及び人格を尊重した看護・リハビリテーションを提供します。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者の権利や尊厳を侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす行為をいいます。

①身体的虐待

暴行などの行為により、利用者の身体に怪我や痛みを与える、あるいはその危険性がある行為に及ぶこと。

また、正当な根拠がないにもかかわらず、身体的自由を奪う（拘束する）こと。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的かどうかにかかわらず、本来提供すべきケアや支援を怠ったり放置したりすることで、利用者の居住環境や心身の状態を悪化させること。

③心理的虐待

脅迫や侮辱といった言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなどを通じて、利用者に精神的・感情的な苦痛を与えること。

④性的虐待

利用者に対してわいせつな行為に及ぶこと。又は、利用者にわいせつな行為を強要すること。

⑤経済的虐待

利用者の承諾を得ずに財産や金銭を消費すること。また、本人が希望する金銭の支出を、合理的な理由なく制限すること。

また、職員による虐待だけでなく、家族等の養護者による虐待についても、訪問時の観察を通じて早期発見に努めます。

3. 虐待防止検討委員会の設置に関する事項

当事業所は、虐待の防止及び早期発見、発生時の適切な対応ならびに再発防止を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置します。

- 委員会の責任者は管理者とします。
- 委員会は定期的に開催し、必要に応じて臨時開催します。

- ・小規模事業所であることを踏まえ、法人内の会議等と合同で開催することも可能とします。
- ・委員会での協議事項は以下のような内容とします。

- (1) 虐待防止に関する取組の検討
- (2) 虐待またはその疑いがある事例の検討
- (3) 指針・研修内容の見直し
- (4) 虐待防止に関する職員への周知
- (5) 再発防止策の検討

- ・委員会で検討した内容については、記録に残すとともに職員に周知します。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・全職員を対象として、高齢者虐待防止及び権利擁護に関する研修を定期的実施します。また、新規採用時にも虐待防止のための研修を行います。
- ・研修内容は、高齢者虐待防止法に基づく基礎的内容から、具体例、リスク要因、早期発見、相談・報告・通報の手順、再発防止等を含むものとします。
- ・研修の実施日時、参加者、内容等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5. 虐待またはその疑いを発見した場合の対応に関する基本方針

虐待またはその疑いを発見した場合は、次の手順で対応します。

- ①利用者の生命・身体の安全を確認し、緊急性を判断する。
- ②速やかに管理者へ報告する。
- ③事実と推測を区別し、日時・場所・本人の発言・観察事項等を記録する。
- ④必要に応じて市町村、地域包括支援センター、主治医、ケアマネジャー、警察等の関係機関と連携する。
- ⑤虐待を受けた利用者の保護及び必要な支援につなげる。
- ⑥事実確認後、再発防止策を検討し、職員へ共有する。

虐待の疑いを把握した職員が相談・報告したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ・利用者、利用者家族、職員等から虐待の報告や通報があった場合は、本指針に従って対応します。
- ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに関係機関へ報告します。
- ・職員による虐待またはその疑いが生じた場合、管理者は利用者の安全確保を最優先に、事実確認及び関係機関との連携を行います。調査・対応にあたっては、当事者及び関係者の人権に配慮し、必要な記録を残します。事実が確認された場合は、就業規則等に基づく適切な対応を行い、原因分析と再発防止に取り組みます。

・虐待に関する相談・報告・対応記録は、個人情報の取扱いに十分配慮し、適切に管理します。職員は、業務上知り得た利用者及び関係者の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者の権利擁護の必要性が認められる場合は、成年後見制度、日常生活自立支援事業、その他利用可能な制度について説明し、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他適切な相談窓口につなげるなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待等の苦情相談については、受けた職員は速やかに管理者に報告します。
- ・受け付けた内容に関しては、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応します。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

10. 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにします。また、ホームページ等にも公開し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

11. 附則

本指針は、2026 年 10 月 1 日から施行する。